

# 大地の窓 法的視点で読み解く中国社会

◆ 大地法律事務所弁護士・熊琳 ◆

## 第 32 回 「有名人の氏名の商標登録について」

【ニュース概略】米プロバスケットボール協会(NBA)のスター選手だったマイケル・ジョーダン氏はこのほど、自分の氏名を無断で商標登録したとして、中国福建省のスポーツウェアメーカー、喬丹体育を相手取り、中国の裁判所に訴訟を提起した。喬丹体育は低価格を武器に成長し、上場も計画している企業。社名は外国人の一般的な苗字から取ったもので、ジョーダン氏とは全く関係ないと主張している。(「NNA」12 年 2 月 27 日)

最近、商標問題に関する紛争が数多く報道されています。前号では、「iPad 商標問題」を取り上げ、商標の譲渡を行う際の注意事項について説明しましたが、今回も商標関連の問題を解説したいと思います。

ここ数年、中国では有名人の氏名が、その有名人と全く関係のない企業によって商標登録(いわゆる「横取り」)されてしまうケースが度々発生しています。この権利侵害行為には、主に(1)有名人の氏名または外国の有名人の氏名の中文表記を商標登録したもの(2)有名人の氏名または外国の有名人の氏名の中文表記と同一もしくは類似した発音の別の漢字による表記で商標登録したもの——の 2 タイプがあります。

中国の現時点での商標に関わる法制度で、人名の商標登録を禁止することは、明文化されていません。しかし「商標法」によると、登録出願する商標は、顕著な特徴を有し、識別が簡単でなければならず、なおかつ他人が先に取得した合法的権利と抵触してはならないとされています。また「民法通則」では「公民は、氏名権を有し、自己の氏名を決定、使用し、なおかつ規定に基づいて変更する権利を有する。他人がこれに干渉、盗用し、なおかつ冒用することを禁止する」と定められています。よって、これまでは有名人の氏名権と抵触しないようにするため、有名人の氏名をそのまま商標登録出願した場合には、これが受理され、登録された事例は極めて稀でした。

その一方で、有名人の氏名または外国の有名人の氏名の中文表記と同一発音、もしくは類似した発音の別の漢字による表記で商標登録する行為は、有名人の氏名権を侵害した行為とはみなされがたく、登録が認められる確率が高いように見受けられます。例えば、香港を中心に中華圏芸能界で活躍する俳優兼歌手のニコラス・ツェーの中国語名は「謝霆鋒」ですが、中国語での発音が完全に同じである「瀉停封」の 3 文字が某製薬会社により、止瀉薬の商標として登録されています。また、香港の有名な俳優兼歌手のアンディ・ラウの中国語名「劉德華」と音通である「留得華」も某洗剤製造会社に登録されていると報道されています。

今回のケースは、ジョーダン氏の苗字の中文表記を、そっくりそのまま商標登録したケースであるため、前

述のタイプ(1)に該当する極めて珍しいケースであると言えます。また、当該商標はすでに登記され、なおかつ長年使用されており、業界においても一定の知名度を有している商標であるため、登記後の商標取り消しは、出願段階での異議申し立てに比べ、救済を求めるのは難しいのではないかと思います。

法的な立場から見て、将来的に以下の動きが考えられます。

(1) ジョーダン氏が氏名権と抵触することを理由に、商標局の商標審査委員会に対して、商標の取り消しを申し立てること。前述したとおり、氏名権と抵触した商標の登記は法律上禁止されていますが、すでに登記された商標については、氏名権との抵触が商標の取り消しを申し立てる法定事由として認められないため、取り消しの申し立てが認められる可能性は高くないと思われます。

(2) ジョーダン氏が「当該商標は、社会的に悪影響を及ぼす」ことを理由に、商標審査委員会に対し、当該商標の取り消しを申し立てること。これは、商標法に認められた取り消しを申し立てる法定事由であるのみならず、過去に認められた事例もあります。

(3) ジョーダン氏が氏名権の侵害を理由に、喬丹体育を相手取り損害賠償訴訟を直接提起すること。

(1) と (2) が不調に終わった場合、商標審査委員会を相手取り行政訴訟を提起することも考えられます。上記の方法以外にも、消費者から販売者の詐欺行為(あたかもジョーダン氏と関係があるように消費者を誤認させたこと)に対して、損害賠償訴訟が提起される可能性もあります。

本件については、今後さまざまな展開が予想されますので、その推移が注目されるところです。

### ＜筆者紹介＞

大地法律事務所海外部

住所(北京): 北京市朝陽区建国路 89 号華貿中心 15 号楼 505 室

電話(北京): (86 10) 6530-7711

青島事務所

住所: 山東省青島市香港中路 36 号招商大廈 1709 室

電話: (86 532) 8667-8011

東京連絡事務所

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-9 紀尾井町コートビル 402 号室

電話: (03) 6272-9201

HP: <http://www.aaalawfirm.com>

E-mail: [xionglin@aaalawfirm.com](mailto:xionglin@aaalawfirm.com) (全国)